

—均等割の税率—（平成26年4月1日以降に事業年度を終了する法人）

区 分	法号／税率（年額）
資本等の金額が1,000万円以下の法人で町内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの	1号法人
	50,000円
資本等の金額が1,000万円以下の法人で町内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	2号法人
	120,000円
資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で町内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの	3号法人
	130,000円
資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で町内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	4号法人
	150,000円
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で町内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの	5号法人
	160,000円
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で町内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	6号法人
	400,000円
資本等の金額が10億円を超える法人で町内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの	7号法人
	410,000円
資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で町内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	8号法人
	1,750,000円
資本等の金額が50億円を超える法人で町内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	9号法人
	3,000,000円

—延滞金—

	平成12年1月1日から平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から令和2年12月31日まで	令和3年1月1日以降
納期限後1ヶ月以内	商業手形の基準割引率 +4%	特例基準割合(注1)+1% (※特例基準割合が7.3%を超える場合は7.3%)	延滞金特例基準割合(注2)+1% (※延滞金特例基準割合が7.3%を超える場合は7.3%)
納期限後1ヶ月以降	14.6%	特例基準割合(注1)+7.3% (※特例基準割合が7.3%を超える場合は14.6%)	延滞金特例基準割合(注2)+7.3% (※延滞金特例基準割合が7.3%を超える場合は14.6%)

(注1)各年の前年12月15日までに財務大臣が告示する割合(新規短期貸出約定平均金利)に1%を加算した割合

(注2)各年の前年11月30日までに財務大臣が告示する平均貸付割合(新規短期貸出約定平均金利)に1%を加算した割合